

群馬大学生体調節研究所図書委員会規程

平成 16.4.1
制 定
改正 平成 17. 4.1
平成 22. 4.13
平成 25. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学生体調節研究所教授会の下に、群馬大学生体調節研究所図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門中央図書館及び群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館における図書館資料の選定等に関する要望事項等
- (2) 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館の運営経費に関する事項
- (3) 研究所の刊行物に関する重要事項
- (4) その他図書館資料に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、教授会で選出された教員2人をもって組織し、所長が委嘱する。

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事 務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。